

監査公表第22号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年2月5日

新城市監査委員 原 義 弘
新城市監査委員 下 江 洋 行

監査種別

財政援助団体等監査

監査結果の措置対象

財政援助団体 新城市土地開発公社
団体の所管課 建設部用地開発課

監査結果報告年月日

令和2年11月9日

監査結果に対する措置通知年月日

令和3年2月4日

講じた措置等の内容

【新城市土地開発公社】

《意見1》

公有地の先行取得については本市に欠かせない業務であるが、デッドストックとなっている。特に市の依頼に基づき取得した土地は、今後の利用が見通せない場合も含め、市で買い戻してもらおうなど公社の負担を減らすよう努力されたい。

《検討状況》

市から示された「新城市土地開発公社に対する市の考えについて」では、依頼土地の一部について再取得しない土地が明示されており、この土地の活用・処分（方針）が最優先課題と考えており、公社負担が最小限となる立案に向け検討してまいります。

《意見2》

市から「新城市土地開発公社に対する市の考えについて」が示された。公社についても年度末までには方針を示し、負担の解消に努められたい。

《検討状況》

市から示された「新城市土地開発公社に対する市の考えについて」を公社理事会に諮り、公社としての方針を審議していただく予定です。

《意見3》

予算書第4条に定める借入金利率について、次年度予算から実情に合わせ変更されたい。

《是正措置内容》

過去の入札実績及び短期プライムレートを参考に、令和3年度予算から実情にあった借入利率に変更するよう公社理事会に諮ってまいります。

【建設部用地開発課】

《意見》

公有地の先行取得については本市に欠かせない業務であるが、デッドストックとなっている。特に市の依頼に基づき取得した土地は、今後の利用が見通せない場合も含め、市で買い戻してもらするなど公社の負担を減らすよう努力されたい。

《検討状況》

市の依頼に基づき取得した土地に関しては、新都市土地開発公社経営健全化計画において処分予定年度を明記し、担当事業課と買戻しについて協議を重ねているところです。今後においても、早期の買戻しが実現するよう協議してまいります。